

2. 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）の交付

20億円

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な整備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。

○ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携の推進

国土交通省との連携により、高齢者向け優良賃貸住宅（バリアフリー化等の一定の基準を満たし、都道府県知事の認定を受けた住宅）において、介護・生活支援・医療など各種サービスの連携を図り、高齢者へのサービスの提供体制づくりを支援する。

II 介護保険制度の円滑な運営

2兆416億円

1. 介護報酬の見直し

平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行うことにより、介護従事者等の処遇改善を図ることとする。

2. 制度運営に必要な経費の確保

2兆397億円

(1) 介護給付に対する国の負担等

1兆9,638億円

○ 介護給付費負担金

1兆2,384億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。
(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

○ 調整交付金

3,480億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

- 財政安定化基金負担金 6 億円
都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその 3 分の 1 を負担。

- (2) 地域支援事業の着実な実施 7 4 0 億円
要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業を着実に実施する。

- (3) 低所得者への配慮 1 9 億円
社会福祉法人による利用者負担軽減措置において、平成 2 1 年度の介護報酬改定 (+ 3. 0 %) に伴い、利用者負担額の軽減割合を拡大する。

3. 将来課題への対応 7. 5 億円

- (1) 介護予防対策の推進 6. 5 億円
第 4 期の介護予防事業の効果等の検証を行うため、新たな介護予防モデル事業を試行的に実施する。

(主な事業)

- ・ 介護予防実態調査分析支援事業 (新規) 3. 6 億円

- (2) 介護報酬改定の検証 1. 0 億円
介護サービス施設・事業所に対し、介護従事者の介護報酬改定前の賃金と改定後の賃金等を把握する調査を実施し、報酬改定と介護従事者の処遇との関係についての検証を行う。(介護報酬改定影響検証事業 (新規))

4. 介護サービスの質の向上 1 2 億円

「介護サービス情報の公表」制度の円滑な実施を引き続き支援するとともに、介護支援専門員 (ケアマネジャー) に対し、体系的な研修事業を実施する。

また、介護における事故を予防するため、介護者個人の知識や技術の向上を図りつつ、介護による事故予防のための研修事業を新たに創設する。

(主な事業)

- ・ 介護における事故予防推進 (仮称) 研修事業 (新規) 0. 4 億円

Ⅲ 認知症対策の総合的な推進

34億円

「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言を踏まえ、地域包括支援センターへの認知症連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する総合的な対策など、認知症に関する研究開発の推進から、医療・介護現場での適正な連携とサービス提供に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進し、認知症対策の大幅な充実・強化を図る。

(主な事業)

- ・ 認知症対策連携強化事業（新規） 9.0億円
- ・ 若年性認知症対策総合推進事業（新規） 1.5億円
- ・ 認知症対策普及・相談・支援事業（新規） 7.0億円
- ・ 認知症ケア多職種共同研修・研究事業（新規） 0.6億円
- ・ 認知症対策総合研究経費 3.5億円

Ⅳ 在宅療養の充実

3.2億円

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、効果的な事業（サービス）実施が図られるよう支援する。

(主な事業)

- ・ 訪問看護支援事業（新規） 3.2億円

V 介護給付適正化対策の推進

9. 5億円

介護給付の適正化を図るため、都道府県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき市町村が実施する適正化事業への支援を引き続き行う。

また、公平・公正な要介護認定を確保する観点から、市町村に対し引き続き技術的助言を行うとともに、平成21年度以降の要介護認定の実施体制及び実施状況等を調査し、新たな要介護認定手法の検証と市町村間の平準化に資するための調査を実施する。

(主な事業)

- ・ 要介護認定適正化事業 1. 8億円
- ・ 要介護認定実態調査事業（新規） 33百万円

VI 地域における人材の確保

2. 6億円

1. 高齢者地域活動推進者養成支援事業（新規） 0. 9億円

「安心と希望の介護ビジョン」を踏まえ、「高齢者地域活動推進者（コミュニティ・ワーク・コーディネーター）」を年間300人（10年間で3,000人）養成することとし、意欲ある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための環境を整備する。

2. 生活（介護）支援サポーター養成支援事業（新規） 1. 7億円

新たな住民参加サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。

連 絡 事 項

1. 介護保険制度における指導監督について

ア 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

先の通常国会で成立した介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律により、新たに介護サービス事業者に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県、市町村に事業者の本社等への立入権限が付与されたところである。各事業者における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の再発防止と適正な介護事業運営が確保されるためには、事業者自ら適切な業務管理体制の整備・改善を図っていくことが最も重要であるが、また、国、都道府県及び市町村も事業者への業務管理体制の整備・運営状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していく必要がある。

これら業務管理体制に関する監督業務の具体的な実施方法等については、後日、指針等をお示しすることとしているのでご了解願いたい。

また、法施行後においては、事業所の指定権者と事業者の業務管理体制に関する監督権者が異なる場合があることから、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になる。このため国、都道府県及び市町村間での情報共有や情報提供について十分配慮願いたい。

イ 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(ア) 介護保険における指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務については、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）や、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）においても「指導内容について過度なばらつきが生じないように標準化に向けた措置を講じること」等の指摘をされているところである。

このため厚生労働省としては平成21年度予算案において、地方自治体との情

報共有や意見交換を行うためのブロック会議や各自治体の指導監督業務の中核職員を対象とした研修を実施するための経費を計上したところであるが、引き続き指導監督の標準化に向けた方策を自治体の意見等も踏まえつつ、検討していくこととしているのでご了承願いたい。

(イ) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老健局長通知）により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に十分周知いただき理解を促していただくようお願いしたい。

また、営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査についても、引き続き、着実な実施をお願いしたい。

あわせて、事業所の監査に基づき改善勧告、改善命令、指定の効力停止、指定の取消の行政処分等を行う際には、老健局総務課介護保険指導室へ必ず情報提供をしていただくよう引き続きお願いするとともに、指定取消等にかかる事案が確認された場合には、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に情報提供をしていただくようお願いしたい。

(ウ) 適切な指導監督の確保における実施体制の整備

各種情報に基づく機動的な指導監督体制の確保、介護保険制度を熟知した担当者の配置など適切な指導監督を確保するための実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。なお、厚生労働省としても平成21年度地方交付税において地方自治体の指導監督職員の増員についての要求を行っているところである。

2. 介護給付の適正化について

- 「介護給付の適正化」を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。
- 各都道府県においては、平成19年度に策定した「介護給付適正化計画」に基づき、その推進に努力されているところであるが、下表の国が示した目標値も踏まえ、これらの取組の一層の推進を図ることにより、介護給付の適正化を図られるようご協力をお願いしたい。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
適正化事業	100%	100%	100%	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	70%	85%	95%	100%
ケアマネジメント等の適切化				
※ケアプランの点検	60%	85%	95%	100%
※住宅改修等の点検	70%	85%	95%	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化				
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	60%	85%	95%	100%
※介護給付費通知	60%	85%	95%	100%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

3. 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置について

ア 社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担軽減措置

社会福祉法人が、低所得者のうち特に生計が困難である者の利用者負担を軽減する場合、その軽減額が、軽減対象となるサービスについて本来受領すべき利用者負担の一定割合を超えた時に、軽減額（＝法人負担額）の一部について助成する制度について

て、平成21年度の介護報酬の改定（+3.0%）に伴い、利用者負担額の軽減割合を拡大する。

イ 中山間地域等における利用者負担の軽減措置

いわゆる中山間地域等にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて加算（10%）を行う。

このため、今回新たに加算（10%）措置を講ずる中山間地域等の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、利用者負担額の1割分を軽減する。（通常10%の利用者負担を9%に軽減）

4. 地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金について

平成21年度における「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）」（以下、ハード交付金及びソフト交付金をあわせて「市町村交付金」という。）の協議については、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ（政令市及び中核市は直接）、本年2月27日（金）までに地方厚生（支）局へ提出していただくこととしているが、その提出に当たっては、次のとおり取り扱う方針であるので、管内市区町村に周知徹底をお願いしたい。

（ア）地域介護・福祉空間整備交付金に係る面的整備計画の取扱い

平成21年度から第4期介護保険事業（支援）計画に基づき、介護サービス基盤の整備が進められることとなるが、地域密着型サービスの基盤整備については、市町村交付金を積極的に活用し、高齢者が住み慣れた地域で生活を営むことが出来るよう、自治体の創意工夫の下、円滑に推進していただきたい。

市町村交付金の申請においては、「面的整備計画」を日常生活圏域ごとに策定していただくこととなっているが、介護保険事業計画及び老人福祉計画等と調和のとれたものとなるようご留意いただきたい。

（イ）認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設におけるスプリンクラー設備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）の活用について

平成18年1月8日に発生した認知症高齢者グループホームの火災を機に、小規模福祉施設（275㎡以上1,000㎡未満）の防火安全対策が見直され、防火安全対策強化のための消防法施行令改正が平成19年6月13日公布され、平成21年4月1日から施行される予定である。

この改正により、小規模福祉施設においてもスプリンクラーの設置が義務づけられることとなったが、既存の小規模福祉施設については平成21年度から平成23年度までの3カ年の間に整備を進めるよう経過措置が設けられていることから、平成23年度までの時限措置として市町村交付金において支援していくこととしてい

る。

具体的には、消防法施行令で定められた自力避難困難者[※]入所施設のうち、当該交付金において対象となっている小規模の特別養護老人ホーム（定員29名以下）、小規模の介護老人保健施設（定員29名以下）、認知症高齢者グループホームであって、これまでに整備された既存施設を交付対象としている。

については、今回、スプリンクラー設置が義務づけられた小規模福祉施設に対し、早期に整備計画を策定し、市町村交付金を活用して積極的に整備を行うよう周知徹底を図りたい。

既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業（仮称）案

○ 創設理由：消防法施行令の改正による

（平成19年改正。平成21年4月1日施行）

スプリンクラー設備 延べ床面積 ^{現行}1,000㎡以上 → ^{改正後}275㎡以上

- 対象施設
- ・小規模の特別養護老人ホーム（定員29名以下）
 - ・小規模の介護老人保健施設（定員29名以下）
 - ・認知症高齢者グループホーム

○ 交付単価（予定） 9,000円／1㎡

※ 自力避難困難者：火災発生時にその危険性を認識できず、または、危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。

（要介護度3以上の高齢者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者）

(ウ) 介護療養病床転換に対する交付金等の活用促進

ア 介護療養病床から介護老人保健施設等への転換については、平成18年度から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により支援しているところである。

療養病床の再編成は、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供するという観点から、各都道府県において平成24年3月までに計画的に進めていくものであるが、今年度の転換に係る交付金の執行状況を見ると、転換への取組が進められているとは言えない状況にある。介護療養病床に入院している方々の不安を招かぬよう、適切な受け皿を確保するために転換を計画的に進めていくことが重要である。そのため、平成21年度においては、平成20年度に実施されなかった転換を実施し、更に平成22年度以降の転換計画を前倒しするなど、病床転換への積極的な取組をお願いしたい。

イ また、市町村交付金以外でも、療養病床等の再編成を円滑に進めるため、療養病床等を有する病院又は診療所を老人保健施設等に転換する場合については、独立行政法人福祉医療機構の融資率の引き上げなど貸付条件の緩和を行っているところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

ウ なお、療養病床転換を行う医療機関が療養病床整備時の債務等を円滑に償還し、転換後も安定的に経営できるよう支援するため、長期運転資金として「療養病床転換支援資金」が平成20年度に創設され、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた療養病床整備時の債務についても、法人の経営状況に応じて償還期間を延長することとしているので、平成21年度においても引き続き、管内市区町村及び関係団体等に対し周知徹底をお願いしたい。

(参考) 療養病床の介護老人保健施設等への転換に係る貸付要件の緩和

区 分	通常整備の貸付条件			平成21年度(療養病床転換に限る)		
	貸付けの相手方	融資率	利 率	貸付けの相手方	融資率	利 率
特別養護老人ホーム	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社	75%	財投+0.1	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社	90%	財投金利と同じ
軽費老人ホーム (ケアハウス)	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人			○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人		
認知症対応型老人共同生活援助事業	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 医療法人 ○ 営利法人等			70%		
生活支援ハウス	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人	75%	財投+0.1	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人		
	○ 営利法人等	70%	財投+0.5	○ 営利法人等		
小規模多機能型居宅介護事業	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人	75%	財投+0.1	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人		
有 料 老 人 ホ ー ム	特定有料老人ホーム	○ 社会福祉法人	70%	財投+0.5	○ 社会福祉法人	
	有料老人ホーム (基盤整備促進法に基づく ものに限る)	○ 社会福祉法人 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 営利法人等	75%		○ 社会福祉法人 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 営利法人等	
	一般有料老人ホーム	融資対象外			○ 社会福祉法人 ○ 一般社団法人又は 一般財団法人 ○ 医療法人	
介護老人保健施設 (※医療貸付)	○ 医療法人 ○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 厚労大臣が認めた者	75%	財投+0.1	○ 医療法人 ○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 厚労大臣が認めた者	90%	財投金利と同じ

(エ) その他

①都道府県による施設整備の助成について

地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、大規模・広域型の特別養護老人ホーム等を対象とする都道府県交付金は、地方6団体からの要望を踏まえ、平成18年度に廃止し、各都道府県、政令市及び中核市への一般財源化を行ったところである。

各都道府県、政令市及び中核市におかれては、一般財源化の趣旨を踏まえながら、地域のニーズに即した計画的な施設整備を進められるよう、ご配慮願いたい。

なお、(旧) 都道府県交付金が対象としていた施設整備に対する都道府県、政令市及び中核市の補助金に対しては、

- ① 平成21年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。
- ② また、①とは別に、(旧) 都道府県交付金に係る都道府県、政令市及び中核市負担分に対する地方債の地方財政措置は一般財源化前と同様に行われているところである。

これらを踏まえつつ、各都道府県、政令市及び中核市の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

②平成20年度及び平成21年度の執行について

地域密着型サービス、介護予防拠点などの介護関連施設の整備については、平成17年度から、日常生活圏域を単位として策定される面的整備計画に対し市町村交付金を交付し、その整備促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成20年度においても市町村交付金を活用した基盤整備が十分行われていない市区町村又は圏域が多数見受けられるなど、交付金活用への取組は低調であった。

市町村交付金については、平成21年度予算(案)においても必要な予算額を確保したところであり、予算の範囲内においてできる限り各市区町村からの協議を採択したいと考えている。

平成21年度協議に当たっては、より積極的に市町村交付金を活用するよう、新たに創設する「既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業(仮称)」及び平成20年度から実施している「高齢者安心住空間整備事業」、平成18年度から実施している、地域交流スペース等を整備できる「市町村提案事業」を含め、より積極的に市町村交付金を活用するよう、あらゆる機会を通じて、管内市区町村に対し、

地域密着型サービスの基盤整備の重要性及び市町村交付金について周知をお願いしたい。

また、「市町村提案事業」（先進的事業支援特例交付金）については、幅広く採択していく方針であるので、地域交流スペースの整備以外でも、自治体の創意工夫の下、モデル的な事業について積極的な協議を行うよう、市区町村へ周知をお願いしたい。

なお、地域密着型サービス拠点や地域交流スペースなどの高齢者福祉サービス基盤の整備により高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を営むことができるようにする取組みは、商店街の空き店舗や廃校等既存の社会資源を活用して行うことなどにより、地域活性化の観点からの「まちづくり」にも有効なものとしうることから、まちづくり部局とも連携しながら高齢者福祉サービス基盤の整備について検討することについても、管内市区町村に対し周知をお願いしたい。

③施設整備業務の適正化（不正受給の防止）について

社会福祉法人が、助成事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われ、社会福祉法人にリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの疑惑を招くこととなることから、契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは禁止されているところである。

については、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しては、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導を図られたい。

さらに、不正受給の事実が発覚した場合には、交付金等を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正に対処されたい。併せて、このような不適正な整備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

なお、市町村交付金の申請に当たっては、整備計画等の提出時のみならず、交付申請時、実績報告時などに厳格に審査を行うよう、管内市区町村に対し周知徹底をお願いしたい。

5. 介護関連施設における介護事故防止と感染対策について

介護関連施設内における事故発生の防止並びに感染症の発生及びまん延の防止については、各施設の運営基準等において、施設の講ずるべき措置及び事故や感染症等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

(1) 介護事故の防止について

介護施設等におけるケアの質に関心が高まる中で、介護に関連する事故が注目されており、事故による負傷等は入所者の生活の質を低下させ、また重度化につながることから、事故の発生を防止することが重要となる。

都道府県・指定都市においては施設内における適切な感染対策の指導の一環として、施設管理者及び感染管理担当者を対象とした「感染症対策指導者養成研修事業」を実施していただいているところであるが、平成21年度においては、本事業の対象を感染対策や介護における事故防止対策に拡大し、「介護における事故防止推進（仮称）研修事業」として創設することとしているので、積極的にご活用いただき、引き続き施設内の事故防止や感染対策体制整備に向けた支援をお願いしたい。

(2) 感染症対策について

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次のことに御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設に対して適切な指導をお願いしたい。

ア ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、昨今の状況を踏まえ、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知）の通知を行ったところである。また、「ノロウイルスに関するQ&Aについて」（平成18年12月8日健感発第1208001号、食安監発第1208002号厚